

豊中市地域高年齢者就業機会確保計画

令和2年（2020年）3月

第1	地域高年齢者就業機会確保計画	1
1	地域高年齢者就業機会確保計画の区域	1
2	重点的に高年齢者の就業の機会を図る業種	1
	(1) 計画区域での重点業種の設定と理由	1
	(2) 高年齢者の雇用動向と今後の見通し	2
	(3) 課題	3
3	国が実施する高年齢者の雇用に資する事業（提案）	5
	(1) 事業内容	5
4	計画期間	19
5	計画区域における高年齢者の雇用・就業機会の確保の目標	19
	(1) アウトプット指標	19
	(2) アウトカム指標	20
6	豊中市が実施する高年齢者の就業の機会の確保に資する事業	21
第2	本計画の協議先となる協議会	22
1	協議会の名称及び構成員	22
	(1) 名称	22
	(2) 構成員	22
2	協議会の構成員が実施している高年齢者の就業機会の確保に資する事業	22
3	協議会の活動内容	22

第1 地域高齢者就業機会確保計画

1 地域高齢者就業機会確保計画の区域

大阪府豊中市

2 重点的に高齢者の就業の機会を図る業種

(1) 計画区域での重点業種の設定と理由

「製造業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「サービス業」等住民の日常生活に密接に関連する業種（以下「日常生活関連業種」と言います。）を重点業種に設定します。

【設定理由】

1) 住宅都市である本市においては、快適な都市居住を支える「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「サービス業」等多様な日常生活関連分野は、今後成長が期待される都市型の産業分野として位置づけることができます。

なお、本市の南部は住工共存市街地であり、製造業と市民生活が密接に関連した地域となっています。また、食品、家具、電気製品等生活に関連した製造業も市内には存在するなど、本市において、製造業は日常生活に密接に関連した業種となっています。

一方で、「卸売業・小売業」と「製造業」は、従業員の高齢化や生産年齢人口の減少等による担い手不足の影響もあり、産業の維持という視点から人材の供給が必要な状況にあります。

2) 今後、これまでに経験したことが無い少子高齢化社会の進展に伴い、地域経済を維持するためには、高齢者の活躍の場の創出のほか、仕事への意欲はあるが、子育てや親の介護のため仕事に就くことができない人などが経済の担い手として活躍する必要があり、子育て支援や生活支援等の日常生活関連業種におけるニーズが増加することが予想されます。

さらに、日常生活関連分野は、地域のニーズや課題をふまえた、いわば地域密着型の産業といえます。こうした地域課題等に対し、これまで地域とのつながりが希薄であった企業退職者等の豊富な経験や知識を活かすことにより、高齢者と地域の関係の再構築につながり、地域の諸活動の担い手づくりにつながります。

3) 平成28（2016）年の経済センサス活動調査によると、豊中市の事業所数は1万3千44事業所（1k㎡あたりに356事業所）、従業者数は12万7千496人となっており、事業所数、従業員数を産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」がともに1番多くなっています。

また、「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」「生活関連サービス業、娯楽業」「サービス業」「教育、学習支援業」等の日常生活関連分野が大きな割合を示しており、これらの産業が本市における雇用の大きな受け皿となっています。

以上のことから「製造業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「サービス業」等を重点業種に設定するものです。

(2) 高齢者の雇用動向と今後の見通し

本市における平成 28 年（2016 年）の産業別の従業者数をみると、重点業種の従事者は 98,858 人となっており、全産業 127,496 人のうち 77.5%を占めており、従事状況をみると、本業種が本市における最大の雇用の受け皿になっていることがわかります。

<重点業種の産業分類別の従業者数>

産業分類別	平成 28 年度		平成 26 年度	
	従業者数	割合	従業者数	割合
全産業計	127,496		130,814	
重点業種分野計	98,858	77.5	100,406	76.8
製造業	14,310	11.2	14,935	11.4
卸売業、小売業	25,999	20.4	26,464	20.2
宿泊業、飲食サービス業	12,344	9.7	12,854	9.8
生活関連サービス業、娯楽業	5,825	4.6	5,769	4.4
教育、学習支援業	9,088	7.1	9,168	7.0
医療、福祉	23,645	18.5	22,213	17.0
サービス業	7,647	6.0	9,003	6.9

資料：豊中市統計書抜粋（総務省 統計局作成資料）

次に高齢者の就業意識の観点からみますと、本市の 65 歳から 74 歳の高齢者の就業者数は、平成 27（2015）年で 16,972 人となっており、平成 22（2010）年と比較し 3,199 人増加しています。また、労働力率（労働力人口／人口）も増加傾向にあり、労働する能力と意思を持つ人口の割合も増えています。一方で、平成 27（2015）年の 65 歳以上の完全失業率は 3.68%で全国の 3.22%（いずれも国勢調査ベース）を上回っており、本市における高齢者の就職環境は厳しい状況にあります。

「自力では就職活動ができない人」「就職にあたり何らかの支援が必要な人」「就職しても

長続きしない人」等の就労困難者の就労支援を行っている本市の地域就労支援センターにおける平成 30（2018）年度の新規相談受付件数 624 件のうち、60 歳以上の相談者は 200 件と全体の約 32.1%を占めるなど働く意欲はありながら就職できない高齢者が存在しています。

また、第 7 期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時の市民アンケート（平成 28（2016）年度実施）では、一般高齢者における経済的にみた暮らしの状況について「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した割合が、それぞれ 11.6%、27.2%となっており、生活の糧となる収入を得るために仕事を希望する高齢者が存在しています。

また、連携推進コースにて実施した平成 30 年度の生涯現役促進地域連携事業の推進にかかるニーズ調査では、事業所の 62.7%が「人手が不足している」と回答しており、サービス業や医療、福祉において人手が不足している割合が高くなっています。人手が不足している事業所でのシニアの採用意向は、未経験・無資格者でも約 6 割でした。医療、介護をはじめとした日常生活関連分野では、高齢者の採用が今後も期待できます。

<65 歳以上の就業状況等>

	人口	労働力人口	労働力率	就業者数	完全失業率
平成 27 年	99,979 人	22,276 人	23.5%	21,457 人	3.68%

<65 歳～74 歳の就業状況等>

	人口	労働力人口	労働力率	就業者数	完全失業率
平成 12 年	36,376 人	10,357 人	28.47%	9,675 人	6.58%
平成 17 年	43,686 人	12,091 人	27.68%	11,290 人	6.62%
平成 22 年	48,741 人	14,804 人	30.37%	13,773 人	6.96%
平成 27 年	52,938 人	17,699 人	33.43%	16,972 人	4.11%

資料；国勢調査

<豊中市地域就労支援事業における新規相談受付件数>

	① 新規相談 受付件数	② うち 60 歳以上 相談件数	割合 (②/①)
平成 27 年度	605 件	139 件	22.9%
平成 30 年度	624 件	200 件	32.1%

資料；豊中市くらし支援課調査

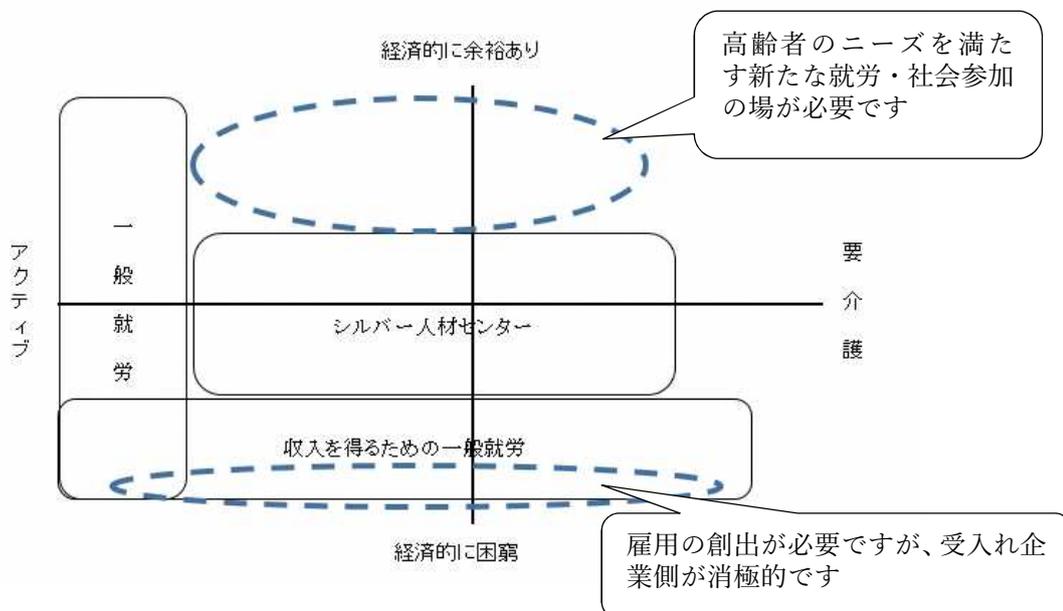
(3) 課題

○高齢者の健康状態、職業経験、経済状況等個々の状況、ライフスタイルに応じた多様な就労ニーズへの対応が必要です。例えば、経済的理由から就職を希望する高齢者の雇用の場だけではなく、経済的に問題はないが、高度な教育を受け企業等での豊富な経験を有し、元気で意欲のある高齢者がその能力や経験を活かすことができる機会・場が必要で

すが、現時点では十分とは言えません。一方で、高年齢者、特に男性は、これまでの職歴へのこだわりや既存の地域活動に参加するハードルが高いなど、意欲はあっても就労や社会参加につながらないケースが多く、そうした高年齢者を未経験分野への就労や地域（活動）へ誘導するアプローチやマッチング機能が現時点では十分とは言えません。

- 職歴の少ない高年齢者、特に女性では、連携推進コースの取り組みにおいて、家事や育児などといった人生経験などを活かして接客業にチャレンジし企業からも評価されているケースもあることから、職歴が少ない女性による新たなチャレンジを促すことも求められています。
- 小規模な事業所をはじめとしてすぐに人手が必要な企業にとっては、連携推進コースで実施してきたようなイベント型のマッチングでは準備期間が必要うえに多くの採用人数が見込めず即応できないことから、人手不足の状況であっても企業のニーズを満たすことができません。早い時期に高年齢者を紹介するなどの個別マッチングが求められています。
- 連携推進コースでの取り組みから、高年齢者はいわゆるフルタイムでの勤務ではなく短時間での勤務を希望するケースが多く、事業所も介護事業所における生活援助をはじめとする補助的な業務や短時間勤務において高年齢者を求めている、両者でのマッチングが成立し就業につながるようになりました。このような高年齢者を活用する企業を地域に増やしていくことが求められます。

【本事業でのターゲットイメージ】



<対策方針>

- 高年齢者の健康状態、職業経験、経済状況等個々の状況に応じて意欲・能力を発揮できる機会・場を創出します。

- ・高年齢者の新たな雇用の場を創出・確保します。
元気で経験豊かな高年齢者を有効に活用できていない事業者にアプローチし、高年齢者が活躍できるフィールドを創出・確保します。
- ・生きがい就労や社会参加の場を創出します。
福祉や教育など地域のニーズや課題に対応した取組みを通じて、高年齢者が自身の高い能力、豊富な経験を活かし社会（地域）貢献できる機会を創出します。
- 高年齢者がその意欲・能力が発揮できる機会・場の情報を高年齢者へ周知します。
 - ・イベントや催事への参加を通じて、周知を図ります。
 - ・本事業にて創出する就労・社会参加の場だけではなく、既存の情報を提供します。

以上の取組みを通じて生涯現役社会に向けた機運を醸成した上で、持続可能な高年齢者と就労・社会参加とのマッチングの仕組みを構築します。

- 豊中しごとセンターを高年齢者のしごとの拠点とします。
 - ・高年齢者を活用したい企業や、自身の能力を発揮したい高年齢者への情報提供や相談できる拠点とします。
 - ・高年齢者と事業者のマッチング機能を強化します。
- 高年齢者の未経験分野へのチャレンジを促す取組みを実施します。
 - ・集合形式による業種別のしごと講座や個別の職場体験を実施します。

3 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業（提案）

（1）事業内容

【令和2（2020）年度】

＜事業者支援メニュー＞

（1）高年齢者雇用を掘り起こすための事業者開拓

ア 事業内容

豊中市や周辺地域の日常生活関連業種等の事業所に対して訪問し、人手不足・人材確保などでの課題を聞き出し、高年齢者の採用によって課題を解決できるかのヒアリングを通じて、事業者の課題解決を図るとともにマッチング事業へ参加する事業者の掘り起こしを実施します。

イ 支援対象者

- ・高年齢者の受入れを検討している豊中市や周辺地域の日常生活関連分野等の事業者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和2年（2020年）4月～令和3年（2021年）3月（随時）

エ 事業実施機関

- ・豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会、豊中市くらし支援課（豊中しごと

センター)

オ 支援対象者の誘致方法

- ・協議会委員と連携し、重点業種に関連する企業等に案内します。特に、豊中市くらし支援課が実施するアンケート調査においてヒアリング希望を聞くことによって事業者を募集します。

(2) 高齢者活用を検討している事業者への専門家派遣

ア 事業内容

人材確保・定着・育成などで課題をかかえる日常生活関連業種の事業者の人事・雇用管理等の問題点を整理し、高齢者が活躍できるよう業務の切出しや職域の開拓を行うため、専門家を企業に派遣します。

イ 支援対象者

- ・高齢者の受入れを希望する日常生活関連分野の事業者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和2年(2020年)4月～令和3年(2021年)3月(随時)

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課 ※専門家は外部の有識者
事業規模：豊中市くらし支援課の予算として謝礼金30万円を計上

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市広報にて募集するほか、豊中市くらし支援課が発行する冊子「勤労者ニュース」での案内、豊中市をはじめとした関係機関のメールマガジンなどで募集します。また、(1)の事業者開拓や(3)シニア活用セミナーにおいても案内します。

(3) 高齢者活用を検討する事業者に向けたシニア活用セミナー

ア 事業内容

高齢者の活用を検討している企業を対象として、日常生活関連業種における高齢者の就業機会の確保の取組事例や、これまで先駆的に高齢者の活用に取り組んできた企業の事例などの報告を中心に、高齢者の効果的な活用方法についてのセミナーを実施します。

イ 支援対象者

- ・高齢者の活用を検討している企業

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和2年(2020年)7月頃と11月頃の2回

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課
事業規模：豊中市くらし支援課の予算として謝礼金10万円を計上。なお、会場

借り上げなどについては、同課の所管施設を目的利用するため、予算計上はありません

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市広報にて募集するほか、豊中市くらし支援課が発行する冊子「勤労者ニュース」での案内、豊中市をはじめとした関係機関のメールマガジンなどで募集します。

(4) 高年齢者活用の好事例紹介

ア 事業内容

高年齢者の活用を実施した企業の取り組みや工夫を広く紹介することで、より多くの事業者による高年齢者活用を促します。

イ 支援対象者

- ・高年齢者の活用を検討している企業

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和2年(2020年)4月～令和3年(2021年)3月(随時)

エ 事業実施機関

- ・豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会、豊中市くらし支援課

オ 支援対象者の誘致方法

- ・協議会ホームページへの事例の掲載や事業所訪問時の事例集の持参により、市内事業所に周知

<高年齢者支援メニュー>

(1) 就業促進講座(豊かなシニアライフ)の実施

ア 事業内容

- ・高年齢者を対象に、マネープランや履歴書の書き方など豊かなシニアライフについて考える機会を提供し仕事や社会参加への意欲醸成を行います。

イ 支援対象者

55歳以上の高年齢者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和2年(2020年)4月～令和3年(2021年)年3月の期間に1回

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課(豊中しごとセンター)
事業規模:豊中しごとセンター事業、無料職業紹介事業の一環として実施

オ 支援対象者の誘致方法

- ・協議会ホームページ、市広報等にて募集

(2) 高年齢者に対する求人情報や社会参加に関する情報の提供

ア 事業内容

- ・高年齢者の採用意欲のある事業所による求人情報や社会参加に関する情報を提供します。
- ・豊中しごとセンターでは、ハローワークの求人票や豊中市が独自に開拓した求人、シルバー人材センターの就業情報を掲示していますが、高年齢者がより就労にチャレンジしやすいように、高年齢者を対象とした求人情報を分かりやすく掲示します。協議会、市、シルバー人材センターが一か所に集まっている豊中しごとセンターに行けば、高年齢者が活躍できる場所を紹介してもらえるという環境を整えることで、高年齢者の仕事や生きがい就労への意欲を高めます。

イ 支援対象者

- ・55歳以上の高年齢者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和2年（2020年）4月～令和3年（2021年）年3月（随時）

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課（豊中しごとセンター）
事業規模：豊中しごとセンター事業の一環として実施

オ 支援対象者の誘致方法

- ・豊中しごとセンターでの掲示

<マッチング支援メニュー>

(1) 合同企業説明会の実施

ア 事業内容

- ・日常生活関連分野での就職を希望する高年齢者を対象に、高年齢者を活用したい事業者による合同企業説明会を実施します。

イ 支援対象者

- ・55歳以上の高年齢者
- ・高年齢者の採用を希望する事業者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和2年（2020年）4月～令和3年（2021年）年3月の期間に1回

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課
事業規模：無料職業紹介事業の一環として実施

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市広報、新聞折り込み広告にて募集

(2) 就業促進講座（高年齢者に仕事内容の情報提供をする未経験業務チャレンジ講座）

ア 事業内容

- ・高年齢者の能力に応じた就労のための講習会等を開催し、無理なく新しい仕事にチャレンジできる仕組みを構築します。小売業などでの就労希望者を対象とする講座を実施します。

イ 支援対象者

- ・55歳以上の高年齢者
- ・高年齢者の採用を希望する事業者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和2年（2020年）4月～令和3年（2021年）3月の期間に15回

エ 事業実施機関

- ・豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市広報、新聞折り込み広告にて募集

(3) おしごとカフェ

ア 事業内容

- ・就労を希望する高年齢者と、高年齢者を採用しようとする事業者が茶話会形式でコミュニケーションする場を提供します。一度のおしごとカフェで、4社程度の事業者から事業所の概要や求人内容について紹介してもらい、高年齢者との質疑応答を経て、希望者と個別の話をする場を作ります。
- ・高年齢者にとっては、一回のイベントで複数の事業者の話を聞けるため、自分に合った就労を考える機会になり、事業者にとっては高年齢者に直接説明できる機会となります。

イ 支援対象者

- ・55歳以上の高年齢者
- ・高年齢者の採用を希望する事業者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和2年（2020年）4月～令和3年（2021年）3月の期間に8回

エ 事業実施機関

- ・豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市広報、新聞折り込み広告

(4) 高年齢者と事業者の個別マッチング

ア 事業内容

- ・就労を希望する高年齢者に対して、個別の状況や経験などにあわせて、高年齢者

を採用しようとする事業者を紹介する個別マッチングを実施します。

- ・高年齢者にとっては、一人ひとりにあわせて事業者を紹介するため、多様な就労ニーズに対応できます。
- ・事業者に対しては、即時や1人の募集にも対応できるため、従来進めているイベントを通じたマッチングでは参加が難しかった事業者でも参画してもらえます。

イ 支援対象者

- ・55歳以上の高年齢者
- ・高年齢者の採用を希望する事業者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和2年（2020年）4月～令和3年（2021年）3月（随時）

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課（豊中しごとセンター）、シルバー人材センター
- 事業規模：市は豊中しごとセンター事業、無料職業紹介事業の一環として実施

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市ホームページ、地域の住宅へのポスティング、事業者向け案内の送付

<その他高年齢者の多様な雇用・就業機会の確保に資する支援メニュー>

(1) 高年齢者就労・社会参加に関する情報発信

ア 事業内容

- ・窓口（支援員の配置）及びポータルサイトを開設し、高年齢者及び高年齢者の活用を検討している事業者を対象に、高年齢者就労・社会参加に関する情報を提供するとともに、個別の相談を受付けます。

イ 支援対象者

- ・55歳以上の高年齢者
- ・高年齢者の採用を希望する事業者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和2年（2020年）4月～令和3年（2021年）3月（随時）

エ 事業実施機関

- ・豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市広報、ポータルサイトにて募集

【令和3（2021）年度（参考）】

<事業者支援メニュー>

(1) 高年齢者雇用を掘り起こすための事業者開拓

ア 事業内容

豊中市や周辺地域の日常生活関連業種等の事業所に対して訪問し、人手不足・人材確保などでの課題を聞き出し、高年齢者の採用によって課題を解決できるかのヒアリングを通じて、事業者の課題解決を図るとともにマッチング事業へ参加する事業者の掘り起こしを実施します。

イ 支援対象者

- ・高年齢者の受入れを検討している豊中市や周辺地域の日常生活関連分野等の事業者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和3年（2021年）4月～令和4年（2022年）3月（随時）

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課（豊中しごとセンター）
事業規模：無料職業紹介事業の一環として実施

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市内事業者に案内を送付し、本事業におけるヒアリング希望を聞くことによって事業者を募集します

(2) 高年齢者活用を検討している事業者への専門家派遣

ア 事業内容

人材確保・定着・育成などで課題をかかえる日常生活関連分野の事業者の人事・雇用管理等の問題点を整理し、高年齢者が活躍できるよう業務の切出しや職域の開拓を行うため、専門家を企業に派遣します。

イ 支援対象者

- ・高年齢者の受入れを希望する日常生活関連分野の事業者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和3年（2021年）4月～令和4年（2022年）3月（随時）

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課 ※専門家は外部の有識者
事業規模：豊中市くらし支援課の予算として謝礼金30万円を計上予定

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市広報にて募集するほか、豊中市くらし支援課が発行する冊子「勤労者ニュース」での案内、豊中市をはじめとした関係機関のメールマガジンなどで募集します。また、(1)の事業者開拓や(3)シニア活用セミナーにおいても案内します。

(3) 高年齢者活用を検討する事業者に向けたシニア活用セミナー

ア 事業内容

高年齢者の活用を検討している企業を対象として、小売業等日常生活関連分野

における高年齢者の就業機会の確保の取組みにおける事例や、これまで先駆的に高年齢者の活用に取り組んできた企業の事例などの報告を中心に、高年齢者の効果的な活用方法についてのセミナーを実施します。

イ 支援対象者

- ・高年齢者の活用を検討している企業

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和3年（2021年）7月頃と11月頃の2回

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課

事業規模：豊中市くらし支援課の予算として謝礼金10万円を計上予定。なお、会場借り上げなどについては、同課の所管施設を目的利用するため、予算計上はありません

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市広報にて募集するほか、豊中市くらし支援課が発行する冊子「勤労者ニュース」での案内、豊中市をはじめとした関係機関のメールマガジンなどで募集します。

（4）高年齢者活用の好事例紹介

ア 事業内容

高年齢者の活用を実施した企業の取り組みや工夫を広く紹介することで、多くの事業者による高年齢者活用を促します。

イ 支援対象者

- ・高年齢者の活用を検討している企業

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和3年（2021年）4月～令和4年（2022年）3月（随時）

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課（豊中しごとセンター）

事業規模：豊中しごとセンター事業の一環として実施

オ 支援対象者の誘致方法

- ・協議会ホームページへの事例の掲載や事業所訪問時の事例集の持参により、市内事業所に周知

<高年齢者支援メニュー>

（1）就業促進講座（豊かなシニアライフ）の実施

ア 事業内容

- ・高年齢者を対象に、マネープランや履歴書の書き方など豊かなシニアライフについて考える機会を提供し仕事や社会参加への意欲醸成を行います。

イ 支援対象者

55歳以上の高齢者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和3年（2021年）4月～令和4年（2022年）年3月の期間に1回

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課（豊中しごとセンター）

事業規模：豊中しごとセンター事業の一環として実施

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市ホームページ、市広報等にて募集

(2) 高齢者に対する求人情報や社会参加に関する情報の提供

ア 事業内容

- ・高齢者の採用意欲のある事業所による求人情報や社会参加に関する情報を提供します。
- ・豊中しごとセンターでは、ハローワークの求人票や豊中市が独自に開拓した求人を掲示していますが、高齢者がより就労にチャレンジしやすいように、高齢者を対象とした求人情報を分かりやすく掲示します。協議会、市、シルバー人材センターが一か所に集まっている豊中しごとセンターに行けば、高齢者が活躍できる場所を紹介してもらえらるという環境を整えることで、高齢者の仕事や生きがい就労への意欲を高めます。

イ 支援対象者

- ・55歳以上の高齢者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和3年（2021年）4月～令和4年（2022年）年3月（随時）

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課（豊中しごとセンター）

事業規模：豊中しごとセンター事業の一環として実施

オ 支援対象者の誘致方法

- ・豊中しごとセンターでの掲示

<マッチング支援メニュー>

(1) 合同企業説明会の実施

ア 事業内容

- ・日常生活関連分野での就職を希望する高齢者を対象に、高齢者を活用したい事業者による合同企業説明会を実施します。

イ 支援対象者

- ・ 55 歳以上の高年齢者
- ・ 高年齢者の採用を希望する事業者
- ウ 事業実施時期・期間
 - ・ 令和 3 年（2021 年）4 月～令和 4 年（2022 年）年 3 月の期間に 1 回
- エ 事業実施機関
 - ・ 豊中市くらし支援課
 - 事業規模：無料職業紹介事業の一環として実施
- オ 支援対象者の誘致方法
 - ・ 市広報、新聞折り込み広告にて募集

(2) 就業促進講座（高年齢者に仕事内容の情報提供をする未経験業務チャレンジ講座）

- ア 事業内容
 - ・ 高年齢者の能力に応じた就労のため集合形式による業種別のしごと講座や個別の職場体験を実施します。
- イ 支援対象者
 - ・ 55 歳以上の高年齢者
 - ・ 高年齢者の採用を希望する事業者
- ウ 事業実施時期・期間
 - ・ 令和 3 年（2021 年）4 月～令和 4 年（2022 年）3 月の期間に講座を 3 回、職場体験は随時
- エ 事業実施機関
 - ・ 豊中市くらし支援課
 - 事業規模：雇用創出事業の一環として実施
- オ 支援対象者の誘致方法
 - ・ 市広報にて募集

(3) 高年齢者と事業者の個別マッチング

- ア 事業内容
 - ・ 就労を希望する高年齢者に対して、個別の状況や経験などにあわせて、高年齢者を採用しようとする事業者を紹介する個別マッチングを実施します。
 - ・ 高年齢者にとっては、一人ひとりにあわせて事業者を紹介するため、多様な就労ニーズに対応できます。
 - ・ 事業者に対しては、即時や 1 人の募集にも対応できるため、従来進めているイベントを通じたマッチングでは参加が難しかった事業者でも参画してもらえます。
- イ 支援対象者
 - ・ 55 歳以上の高年齢者

- ・高年齢者の採用を希望する事業者
- ウ 事業実施時期・期間
 - ・令和3年（2021年）4月～令和4年（2022年）3月（随時）
- エ 事業実施機関
 - ・豊中市暮らし支援課（豊中しごとセンター）、シルバー人材センター
 - 事業規模：市の豊中しごとセンター事業、無料職業紹介事業の一環として実施
- オ 支援対象者の誘致方法
 - ・市ホームページ、地域の住宅へのポスティング、事業者向け案内の送付

【令和4（2022）年度（参考）】

<事業者支援メニュー>

（1）高年齢者雇用を掘り起こすための事業者開拓

ア 事業内容

豊中市や周辺地域の日常生活関連分野等の事業所に対して訪問し、人手不足・人材確保などでの課題を聞き出し、高年齢者の採用によって課題を解決できるかのヒアリングを通じて、事業者の課題解決を図るとともにマッチング事業へ参加する事業者の掘り起こしを実施します。

イ 支援対象者

- ・高年齢者の受入れを検討している豊中市や周辺地域の日常生活関連分野等の事業者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和4年（2022年）4月～令和5年（2023年）3月（随時）

エ 事業実施機関

- ・豊中市暮らし支援課（豊中しごとセンター）
- 事業規模：無料職業紹介事業の一環として実施

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市内事業者に案内を送付し、本事業におけるヒアリング希望を聞くことによって事業者を募集します

（2）高年齢者活用を検討している事業者への専門家派遣

ア 事業内容

人材確保・定着・育成などで課題をかかえる日常生活関連分野の事業者の人事・雇用管理等の問題点を整理し、高年齢者が活躍できるよう業務の切出しや職域の開拓を行うため、専門家を企業に派遣します。

イ 支援対象者

- ・高年齢者の受入れを希望する日常生活関連分野の事業者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和4年(2022年)4月～令和5年(2023年)3月(随時)

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課 ※専門家は外部の有識者
事業規模：豊中市くらし支援課の予算として謝礼金30万円を計上予定

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市広報にて募集するほか、豊中市くらし支援課が発行する冊子「勤労者ニュース」での案内、豊中市をはじめとした関係機関のメールマガジンなどで募集します。
また、(1)の事業者開拓や(3)シニア活用セミナーにおいても案内します。

(3) 高年齢者活用を検討する事業者に向けたシニア活用セミナー

ア 事業内容

高年齢者の活用を検討している企業を対象として、小売業等日常生活関連分野における高年齢者の就業機会の確保の取組みにおける事例や、これまで先駆的に高年齢者の活用に取り組んできた企業の事例などの報告を中心に、高年齢者の効果的な活用方法についてのセミナーを実施します。

イ 支援対象者

- ・高年齢者の活用を検討している企業

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和4年(2022年)7月頃と11月頃の2回

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課
事業規模：豊中市くらし支援課の予算として謝礼金10万円を計上予定。なお、会場借り上げなどについては、同課の所管施設を目的利用するため、予算計上はありません

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市広報にて募集するほか、豊中市くらし支援課が発行する冊子「勤労者ニュース」での案内、豊中市をはじめとした関係機関のメールマガジンなどで募集します。

(4) 高年齢者活用の好事例紹介

ア 事業内容

高年齢者の活用を実施した企業の取り組みや工夫を広く紹介することで、より多くの事業者による高年齢者活用を促します。

イ 支援対象者

- ・高年齢者の活用を検討している企業

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和4年（2022年）4月～令和5年（2023年）3月（随時）
- エ 事業実施機関
 - ・豊中市くらし支援課（豊中しごとセンター）
 - 事業規模：豊中しごとセンター事業の一環として実施
- オ 支援対象者の誘致方法
 - ・ホームページへの事例の掲載や事業所訪問時の事例集の持参により、市内事業所に周知

<高年齢者支援メニュー>

（1）就業促進講座（豊かなシニアライフ）の実施

- ア 事業内容
 - ・高年齢者を対象に、マネープランや履歴書の書き方など豊かなシニアライフについて考える機会を提供し仕事や社会参加への意欲醸成を行います。
- イ 支援対象者
 - 55歳以上の高年齢者
- ウ 事業実施時期・期間
 - ・令和4年（2022年）4月～令和5年（2023年）年3月の期間に1回
- エ 事業実施機関
 - ・豊中市くらし支援課（豊中しごとセンター）
 - 事業規模：豊中しごとセンター事業の一環として実施
- オ 支援対象者の誘致方法
 - ・市ホームページ、市広報等にて募集

（2）高年齢者に対する求人情報や社会参加に関する情報の提供

- ア 事業内容
 - ・高年齢者の採用意欲のある事業所による求人情報や社会参加に関する情報を提供します。
 - ・豊中しごとセンターでは、ハローワークの求人票や豊中市が独自に開拓した求人、シルバー人材センターの就業情報を掲示していますが、高年齢者がより就労にチャレンジしやすいように、高年齢者を対象とした求人情報を分かりやすく掲示します。協議会、市、シルバー人材センターが一か所に集まっている豊中しごとセンターに行けば、高年齢者が活躍できる場所を紹介してもらえるという環境を整えることで、高年齢者の仕事や生きがい就労への意欲を高めます。
- イ 支援対象者
 - ・55歳以上の高年齢者
- ウ 事業実施時期・期間

- ・令和4年（2022年）4月～令和5年（2023年）年3月（随時）
- エ 事業実施機関
 - ・豊中市くらし支援課（豊中しごとセンター）
 - 事業規模：豊中しごとセンター事業の一環として実施
- オ 支援対象者の誘致方法
 - ・豊中しごとセンターでの掲示

<マッチング支援メニュー>

（1）合同企業説明会の実施

- ア 事業内容
 - ・日常生活関連分野での就職を希望する高齢者を対象に、高齢者を活用したい事業者による合同企業説明会を実施します。
- イ 支援対象者
 - ・55歳以上の高齢者
 - ・高齢者の採用を希望する事業者
- ウ 事業実施時期・期間
 - ・令和4年（2022年）4月～令和5年（2023年）年3月の期間に1回
- エ 事業実施機関
 - ・豊中市くらし支援課
 - 事業規模：無料職業紹介事業の一環として実施
- オ 支援対象者の誘致方法
 - ・市広報、新聞折り込み広告にて募集

（2）就業促進講座（高齢者に仕事内容の情報提供をする未経験業務チャレンジ講座）

- ア 事業内容
 - ・高齢者の能力に応じた就労のため集合形式による業種別のしごと講座や個別の職場体験を実施します。
- イ 支援対象者
 - ・55歳以上の高齢者
 - ・高齢者の採用を希望する事業者
- ウ 事業実施時期・期間
 - ・令和4年（2022年）4月～令和5年（2023年）3月の期間に講座を3回、職場体験は随時
- エ 事業実施機関
 - ・豊中市くらし支援課
 - 事業規模：雇用創出事業の一環として実施

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市広報にて募集

(3) 高年齢者と事業者の個別マッチング

ア 事業内容

- ・就労を希望する高年齢者に対して、個別の状況や経験などにあわせて、高年齢者を採用しようとする事業者を紹介する個別マッチングを実施します。
- ・高年齢者にとっては、一人ひとりにあわせて事業者を紹介するため、多様な就労ニーズに対応できます。
- ・事業者に対しては、即時や1人の募集にも対応できるため、従来進めているイベントを通じたマッチングでは参加が難しかった事業者でも参画してもらえます。

イ 支援対象者

- ・55歳以上の高年齢者
- ・高年齢者の採用を希望する事業者

ウ 事業実施時期・期間

- ・令和4年(2022年)4月～令和5年(2023年)3月(随時)

エ 事業実施機関

- ・豊中市くらし支援課(豊中しごとセンター)、シルバー人材センター
- 事業規模：市は豊中しごとセンター事業、無料職業紹介事業の一環として実施

オ 支援対象者の誘致方法

- ・市ホームページ、地域の住宅へのポスティング、事業者向け案内の送付

4 計画期間

令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

5 計画区域における高年齢者の雇用・就業機会の確保の目標

(1) アウトプット指標

		R2	R3	R4
A	専門家派遣を受けた企業数	4社(*)	4社(*)	4社(*)
B	シニア活用セミナー参加事業所数	20事業所	20事業所	20事業所
C	就業促進講座の参加人数	200人	50人	50人
D	高年齢者と事業者・団体のマッチング事業の参加人数	150人	30人	30人
E	本事業を通じて高年齢者の募集を行った事業所数	30事業所	30事業所	30事業所

(*)前年度から支援を開始し、支援終了が翌年度に繰り越した件数を含む

<設定根拠>

a) 専門家派遣を受けた企業数

専門家派遣の実施には、事前ヒアリング、専門家の選定及び依頼、日程調整等の準備作業が必要となるため、3ヵ月あたり1社を目標とします。

b) シニア活用セミナー参加事業所数

連携推進コースなど過去の実績をふまえ、1回あたり10事業所を目標とし、2回実施することで20事業所の参加を目標とします。

c) 高齢者向け就業促進講座参加人数

<令和2年度>

高齢者支援メニューの就業促進講座(豊かなシニアライフ)の定員20人で1回、マッチング支援メニューの就業促進講座(未経験業務チャレンジ講座)の定員12人で15回開催することから、200人の参加を目標とします。

<令和3年・4年度>

高齢者支援メニューの就業促進講座(豊かなシニアライフ)の定員20人で1回、マッチング支援メニューの就業促進講座(未経験業務チャレンジ講座)の定員10人で3回開催することから、50人の参加を目標とします。

d) 高齢者と事業者・団体のマッチング事業の参加人数

<令和2年度>

合同企業面接会への参加30人及びおしごとカフェを定員15人で8回開催することから、100人の参加を目標とします。

<令和3年・4年度>

合同企業面接会へ30人の参加を目標とします。

e) 本事業を通じて高齢者の募集を行った事業所数

連携推進事業の実績から30事業所からの募集を目標とします。

(2) アウトカム指標

		R2	R3	R4
B	高齢者活用に関する企業セミナー参加事業所の満足度	90%	90%	90%
C	就業促進講座参加者の満足度	90%	90%	90%
E	本事業を通じて高齢者の受入れを行った事業所数	20事業所	20事業所	20事業所
	雇用・就業人数	100人	80人	80人
	(i) 雇用保険の適用対象となる雇用者の数	20人	24人	24人

(ii) 雇用保険適用対象外、有償ボランティア等の数	80人	56人	56人
(iii) 無償ボランティアの数	0人	0人	0人

(注) B, C, Eは、対応するアウトプット指標を示しています。

(*) 事業参加後の就職状況については、事業終了後、定期的に確認調査を行うほか、希望する事業参加者については、市が実施する無料職業紹介所にて職業紹介を行うこととし、就職、その後の定着支援まで一貫した支援を行います。

6 豊中市が実施する高齢者の就業の機会の確保に資する事業

- 1) 地域就労支援センター及び無料職業紹介事業において、高齢者を含む就労困難者の支援を実施しています。
- 2) 地域の求人開拓を行っている無料職業紹介事業とシルバー人材センターとの情報共有をはじめとする連携を行い、高齢者の就労支援を実施しています。
- 3) 豊中市役所庄内駅前庁舎内の豊中しごとセンターにおいて、豊中市くらし支援課が実施する無料職業紹介事業を活用した地方版ハローワーク事業の実施とシルバー人材センターの支所、豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会の事務所を設置し、仕事を探す高齢者に対して本人の状況や希望に合わせて適切なメニューを一か所で紹介できる拠点を設けています。また、同センターではシニア向け就労支援講座を実施しています。

第2 本計画の協議先となる協議会

1 協議会の名称及び構成員

(1) 名称

豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

(2) 構成員

豊中市市民協働部くらし支援課

社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会

豊中商工会議所

公益社団法人 豊中市シルバー人材センター

株式会社 新事業開発研究所（シニアワークセンターとよなか）

2 協議会の構成員が実施している高年齢者の就業機会の確保に資する事業

<公益社団法人 豊中市シルバー人材センター>

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律にもとづき、多様なキャリアをもった高年齢者と地域社会のニーズをつなぎ、就業する会員の知識・経験・能力を活かした臨時的・短期的な仕事や軽易な業務を地域の企業や一般家庭、官公庁から受注し、これを会員の能力に応じて提供しています。

<株式会社新事業開発研究所>

豊中市からの委託を受け、平成30年度まで「シニア層を対象とした新たな就業・社会参加の場創出事業」を実施しており、令和元年度からは一部を自主事業として継続実施しています。

3 協議会の活動内容

別添の協議会規約のとおり

豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協議会は、豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を豊中市北桜塚 2-2-1 豊中市立生活情報センターくらしかんに置く。

2 本協議会は、全会員の承認を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協議会は、高年齢者雇用安定法第 34 条第 2 項第 1 号の計画区域において、地域の特性を生かした創意工夫のある高年齢者の雇用機会の確保に資する事業を実施し、高年齢者が当該計画区域における社会で活躍できる環境整備を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、高年齢者雇用安定法第 34 条第 2 項第 3 号に定める事業その他本協議会の目的を達成するために必要な事業（以下「当該事業」という。）を行う。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本協議会の会員は、次の通りとする。

- (1) 豊中市
- (2) 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会
- (3) 豊中商工会議所
- (4) 公益社団法人 豊中市シルバー人材センター
- (5) 株式会社 新事業開発研究所

第3章 役 員

(代表)

第6条 本協議会に、代表 1 名、副代表 2 名を置く。

- 2 代表は、本協議会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

(監事)

第7条 本協議会に1名の監事を置く。

- 2 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

第8条 代表は会員のうち豊中市から選出する。

- 2 副代表及び監事は総会において選出する。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総 会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会の議長は代表が務める。

(権能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 緊急を要するため総会を開催する時間的余裕がないときは、代表が事案を処理することができる。この規定による事案の処理については、代表は次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(開催)

第11条 総会は、代表が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(定数及び議決)

第12条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 総会の議事は、出席会員の多数決により決するものとする。
なお、可否同数のときは、代表の決するところによるものとする。

(議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長が署名、押印しなければならない。

第5章 運営委員会

(構成)

第14条 運営委員会は、各会員の事業責任者等を委員として構成する。

(機能)

第15条 運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 事業計画案の策定
- (2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項
- (3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第16条 運営委員会は、委員が必要と認める場合に随時開催する。

第6章 財産及び会計

(財産)

第17条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本協議会の財産は、代表者が管理し、その方法は、代表が別に定める。

(事業構想、事業実施計画及び予算)

第18条 本協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表が作成し、総会において、出席会員の過半数の議決を得なければならない。
これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第19条 本協議会の事業報告及び決算は、代表が事業報告として作成し、監事の監査を受け、総会において、承認を得なければならない。

(書類の保存)

第20条 当該事業に係る書類は、当該事業終了後5年間とする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第21条 この規約は、総会において、会員の過半数の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第22条 本協議会は、総会において、全会員の議決を得て解散することができる。

- 2 解散時に本協議会において有していた事業構想書、実績報告書や各種会計書類等の文書及び当該事業の実施に係る責任並びに補償に関する事項について、本協議会の構成員となっている豊中市が、当該事業終了後5年経過する間、引継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第23条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、原則として国へ返還するものとし、個別に協議するものとする。

- 2 前項の残余財産以外は、総会において、全会員の議決を得て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第24条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長、事業統括員、事業推進員及び会計事務責任者を置く。
- 3 事務局長、事務局次長、事務局員、事業統括員、事業推進者及び会計事務責任者は、代表が任命する。

(備え付け書類)

第25条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えて置かなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 代表、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める期間の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

第9章 補 足

(委任)

第26条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は代表が別に定める。

付則

- 1 この規約は、本協議会が設立された日（平成 28 年 6 月 29 日）から施行する。